

出張所員の事務担当制実施要領

(目的)

第1条 この要領は、出張所における消防行政の事務処理を、適正かつ円滑に行い、地域住民の付託に応えるとともに、事務処理技術の修得と自己啓発に努めることを目的に、出張所員の事務担当制について必要な事項を定めるものとする。

(担当員の設置)

第2条 出張所に総務担当、予防担当及び警防担当の担当員を置くものとする。

2 担当の人員は、各部の最上席の職員（以下「最上席者」という。）を除き、署所管内の地域特性等を勘案し、各担当に1名以上を置くものとする。

(担当員の上申)

第3条 出張所長は、担当員の設置について、別記様式の担当員上申書（以下「上申書」という。）により、消防署長（以下「署長」という。）に上申するものとする。

(担当員の命令)

第4条 署長は、出張所長の上申に基づき、担当員を命令する。

2 担当員の命令は、署長決裁をもってその命令とする。

(上申書の保管)

第5条 出張所長は、署長決裁終了後の上申書を保管するものとする。

(担当員等の責務)

第6条 各部の最上席者は、出張所の消防事務を掌理し、担当員を指揮監督しなければならない。

2 担当員は、最上席者の指揮監督を受けて、担当の消防事務を誠実に遂行するとともに、他の担当員相互に協力しなければならない。

(担当員の事務)

第7条 出張所の担当員の事務は、新潟市消防署組織規程（昭和51年消防本部訓令第5

号。以下「署組織規程」という。) 第3条出張所の項で規定する分掌事務のほか次のとおりとする。

(1) 総務担当

ア 署組織規程第3条予防課総務係の項で規定する分掌事務のうち、出張所に関する
こと。

イ 他の担当の所管に属しないこと。

(2) 予防担当

署組織規程第3条予防課予防調査係の項で規定する分掌事務のうち、出張所に
関すること。

(3) 警防担当

署組織規程第3条消防課消防係及び消防団係の項で規定する分掌事務のうち、
出張所に関すること。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成16年4月1日から施行する。

(分隊員の事務担当制実施について(通達)の廃止)

2 分隊員の事務担当制実施について(通達)(昭和58年新企第2号)は、廃止する。

附 則

この要領は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和6年4月1日から施行する。

